ワイズメンズクラブ国際協会西日本区 「**九州部部則**」

第1条 (名称)

この組織はワイズメンズクラブ国際協会(以下国際協会と称す)西日本区に所属する九州部(Kyushubu District)(以下部と称す)と称する。

第2条 (目的)

部は国際協会、国際憲法および西日本 区定款を遵守し、その目的を成就させる とともに、九州におけるワイズダムの発 展に寄与する。

第3条 (構成員)

部は国際協会西日本区九州部に属する 各ワイズメンズクラブをもって構成する。 第4条 (役員)

部は部長、直前部長、次期部長、書記、 会計、事業主査、監事および部連絡主事 を置く。なお、部長、書記、会計により 事務局を設けることができる。

第5条 (役員の選任)

部長には、前年度の次期部長が就任する。

- 2 次期部長には、前年度の次々期部長が 現部長の推薦をうけ、且つ、評議会にお いて承認を得て就任する。但し、特別の 事情のある場合には、評議会の承認を得 ることを条件に別の方法により選任する ことができる。
- 3 次々期部長は、立候補者の中から、別に定める推薦委員会の推薦を得た者が就任する。但し、立候補者がない場合は輪番制の原則にもとづき現部長の推薦を得た者が就任する。
- 4 書記、会計および事業主査は、所属クラブ会長と協議のうえ部長が指名し、評議会の承認を得て選任する。

5 部の監事は評議会において選任する。

第6条 (役員の任期)

役員の任期は、毎年7月1日より翌年の 6月30日迄とする。

第7条 (役員の任務)

部長は、部を代表し部運営を総括し、 評議会、役員会を招集する。

- 2 直前部長、次期部長は部長に協力し、 部長の委任あるいは部長に事故ある時は、 部長の任務を代行する。
- 3 書記は、部運営および会議の事務を遂 行し、部長を補佐する。
- 4 会計は、部会計事務を遂行し、部長を 補佐する。
- 5 事業主査は、部内各事業部門の活動を 推進する。但し、国際、西日本区全体に 関する活動は、部長の指示による。
- 6 監事は、部の行政および財政監査をし、 評議会において報告する。

第8条 (評議会)

部内全クラブの総意のもとに最高決定 機関として評議会を置く。評議会は毎年 2回以上開催する。

- 2 評議会は部長が必要と認めた時に、部 長が召集する。ただし、2 名以上のクラブ 会長が要求したときは、部長はこれを、召 集しなければならない。
- 3 評議会は部長、直前部長、次期部長、書記、会計、クラブ役員(会長、副会長、書記、会計、直前会長)、事業主査、監事、連絡主事をもって構成する。議長は部長がつとめる。西日本区役員、その他評議員会で認められた者の出席は認められるが、発言には議長の許可を要する。
- 4 評議会において審議する事項は次ぎのとおりとする。

- (1) 部則の決定、諸規則の設定、改正および廃止
- (2) 事業計画・報告、収支予算・決算報 告の決定および報告
- (3) 役員の選出
- (4) 部長または、部内各クラブからの提案事項。なお、評議会において議決した案件の中で必要に応じて、西日本区役員会に部長を通して提議するとこができる。
- (5) その他必要な事項
- 5 定数および議決は次ぎによる。
- (1) 評議会は、表決権を持つ構成員の3 分の2の出席をもって成立し、議事 は出席者の過半数をもって決定す る。但し、同数の場合は議長の決裁 による。
- (2) 評議会構成員のうち、部長、直前部 長、次期部長、書記、会計、クラブ 役員のうち一名が表決権を持つも のとする。事業主査、監事、および 連絡主事は表決権を持たない。

第9条 (役員会)

部の運営に執行機関として役員会を置く。

- 2 評議会に提出する議案は役員会にて決定する。
- 3 役員会は、部長、直前部長、次期部長、 書記、会計で構成される。

第10条(委員会)

部において必要な研究および事業を行 うとき、部長は委員会を設置することが できる。

2 委員会には部長の指導のもとに委員長 を置くことができる。

第 11 条 (部会)

部会は部内の親睦と研鑚を図ることを 目的として、部長の招集により、年1回 以上開催する。

- 2 部会には、クラブの会員、会員の配偶者 (メネット) および子 (コメット) その他の家族が出席する。部会には、九州部以外のクラブ会員その他のゲストが出席することができる。
- 3 部会のホストクラブは原則として部長 のホームクラブとする。
- 4 ホストクラブは、部長の指導により、 部会開催を企画運営する。
- 5 ホストクラブは部会登録費をもって部 会の一切をまかない、部会終了後にはす みやかに会計報告を行う。

第12条(会計)

部の会計年度は毎年7月1日より始まり翌年6月30日で終わる。

- 2 部の財政は、西日本区より支出される 部活動支援金、ならびに部所属会員の負 担する部費をもってまかなう。
- 3 収支予算は、各会計年度に部長および 事務局において編成し、評議会の議決を 得なければならない。
- 4 会計は、会計年度末に会計報告を作成 し、監事の監査を得て評議会の承認を得 なければならない。

第13条(事務所)

九州部の事務所は、部長の所在地におく。

第 14 条(細則)

部長は、部の組織、運営、および会計 に関し、評議会の承認を得て細則を定め ることができる. 但し、本部則に抵触す るものであってはならない。

第15条(付則)

本部則は、ワイズメンズクラブ国際協会日本区九州部規則として
1985年3月17日評議会へ提出
1985年9月23日評議員会で承認ワイズメンズクラブ国際協会西日本区九州部規則として
1990年8月4日評議員会で承認ワイズメンズクラブ国際協会西日本区九州部割として
2002年9月22日評議員会で改正承認
2003年7月1日より施行する。